



## 新年のごあいさつ

鹿児島県司法書士会

会 長 日 高 千 博

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新たな年をお迎えられたことを、心からお慶び申し上げます。

昨年は、ラグビーワールドカップの開催や新天皇のご即位など明るい話題もあったものの10月1日より消費税が10%へ引き上げられ、景気の好転を感じることが出来ずにいる現状であります。また地方においては、中央での景気回復・経済の活性化の波が届く前に実施されてしまった今回の増税が、今後どのような影響を及ぼすのか危惧するところでもあります。

本年は、7月に東京オリンピック、10月には鹿児島国体も開催され、その結果によっては、前向きな明るい気持ちで進んで行くことができるのではないかと、期待しております。

さて、昨年5月に会長に就任して以来早7ヶ月が経過しましたが、本年度の事業も残すところ3ヶ月となりました。所有者不明土地関係の相続人調査に関する受託団への参加や各種相談会への参加など、会員の皆様方には引き続きご協力ご理解の程よろしくお願いいたします。

新執行部内においては、各自が自覚と責任を持って事業執行にあたっていく環境作りの一環として、あらゆる情報の共有を図り、その結果として、会員各位にも司法書士制度発展のために実践していただける土台作りをしていかなければならないと感じております。

皆さまご承知おきのとおり、司法書士法は、令和元年6月12日に次の6項目を改正し、公布されました。

1. 「使命規定」の新設（法律事務の専門家・国民の権利の擁護が盛り込まれる）
2. 懲戒権者を法務大臣にすること
3. 全ての懲戒処分に関し、聴聞等の機会を設けること
4. 懲戒処分に関し、除斥期間を7年とすること
5. 一人法人の設立を可能とすること
6. 懲戒手続中に清算が終了した法人の懲戒処分を可能とすること

令和2年8月の施行に間に合わせるべく日本司法書士会連合会は、2月に臨時総会を開催予定であり、当会におきましても会則及び、諸規則等の改正を5月の定時総会に上程するため会則等検討委員会にて準備中であります。

また、昨年の定時総会は、全員参加制による3回目の総会でありましたが、100名超の会員の出席をいただきました。本年の総会は予定しておりました会場ホテルの急な閉鎖に伴い、予めご案内しておりました日程及び会場が変更となっておりますので、再度のご確認をお願い致します。本年も多くの会員の皆様方が出席し、さまざまなご意見ご要望等を執行部に対して伝えていただくよう執行部一同努力してまいりますので、是非ともジェイドガーデンパレスにて5月23日に開催されます令和2年度定時総会へ出席くださるようお願い申し上げます。

最後に、会員皆様のご健勝、ご活躍並びに関連団体、関係機関の今後益々のご発展を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





## 新年のごあいさつ

鹿児島地方法務局長 馬 場 潤

新年、明けましておめでとうございます。

鹿児島県司法書士会の会員の皆様におかれましては、お健やかに新年を迎えられたことと心からお喜び申し上げます。

また、貴会及び会員の皆様には、平素から、登記・供託制度の充実・発展と法務局の業務の円滑な運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局においては、昨年度から、相続登記の促進及びオンライン登記申請の利用促進を重要施策として取り組んでいます。

まず、相続登記の促進については、「長期相続登記等未了土地の解消」のための作業に取り組んでいます。この作業は、御承知のとおり、相続登記が行われなまま長年放置され、その実態の把握が困難になるなど、いわゆる所有者不明の土地が国土利用及び災害復興を阻害している現状があるため、長期間相続登記がされていない土地について相続登記を促すなど、所有者不明の状態を解消するための作業です。本年度は、登記名義人650人を対象として、鹿児島県相続人調査司法書士受託団において鋭意進められているところです。また、「法定相続情報証明制度」の利用促進にも取り組んでおり、当局における、法定相続情報証明の申出数は増加傾向にあります。引き続き、会員の皆様の積極的な御利用をお願いします。

更に、「法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）」が本年7月10日に施行される予定となっており、自筆証書遺言による遺言書を法務局で保管する新しい制度が導入されます。遺言書の紛失及び隠匿等の防止が図られ、また、遺言書の存在の把握が容易になるなど、遺言者の最終意思の実現及び相続手続の円滑化が期待される施策であることから、今後、制度の周知・広報を強化したいと考えています。

次に、オンライン登記申請の利用促進については、利用者の利便性の向上にとどまらず、政府が掲げるIT国家戦略の実現のためには欠かせない取り組みです。本年から導入された新しい登記情報システムでは、オンライン申請を前提として、大幅な事務の効率化・迅速化が図られることとなります。オンライン登記申請率は、前年比で約10%増加していますが、登記事件をより適正・迅速に処理するためには、オンライン登記申請の更なる利用拡大を図らなければなりません。引き続き、会員の皆様の積極的な御利用をお願いします。

いずれの重要施策についても、貴会及び会員の皆様の御協力のお陰で、一定の成果が得られており、改めて感謝を申し上げます。

昨今の登記行政に寄せられる国民からの期待は、社会の変化に即応し、かつてないほどに増大しています。また、昨年9月に司法書士法の一部を改正する法律が施行され、司法書士の使命として、国民の権利を擁護し、自由かつ公正な社会の形成に寄与することが明記され、これまで以上に法律事務の専門家としての司法書士の社会的な役割が期待されています。法務局としましては、今後も国民生活を向上させる各種施策を推進してまいりますので、司法書士の皆様方も法律事務の専門家としての使命感を認識していただき、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、貴会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝と御活躍を祈念申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。





## 新年のごあいさつ

鹿児島地方・家庭裁判所長 片山 昭人

謹んで新春の祝詞を申し上げます。鹿児島県司法書士会会員の皆様には、平素より裁判所の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

私は、昨年5月24日付けで福岡地裁から転勤して参りました片山昭人（かたやまあきひと）と申します。鹿児島は高校以来40年ぶりで、恩師や旧友との再会に加えて新しい出会いにも恵まれ、また、鹿児島ジャズフェスティバルやおはら祭に参加し、桜島や城山の豊かな自然とともに鹿児島の文化にも親しむなど、当地での勤務と生活を大いに満喫させていただいております。

さて、私のキャリアは判事補3年、弁護士17年、判事12年です。弁護士時代には、所属法律事務所OGが司法書士として活躍中であり、様々な案件について登記実務等の相談をしておりました。また、現在、家事事件を担当しており、会員の皆様に成年後見人としてご活躍いただいております。さらに、皆様には、成年後見制度利用促進基本計画に関する意見交換会等にご参加いただき、協議会等においてご講演をいただくなど、幅広くご協力をいただいております。改めて御礼を申し上げます。昨年12月の家裁での連絡協議会におきましても、後見人の業務内容について、本人との面会・関係性の構築や看取りに係る具体的なエピソードをも交えた、熱のこもったお話しを伺うことができました。皆様の成年後見人としての日頃のご苦労や本人に寄り添う篤い思いに深く感銘を受けました。

上記のほか、会員の皆様には、民事・家事の調停委員、司法委員、鑑定委員及び参与員として、また、簡易裁判所における訴訟や調停の代理人として、さらに各種裁判手続等に係る書類の作成などを通して、様々なお立場から、紛争の適正迅速な解決にご活躍、ご尽力いただいております。深く感謝いたしております。

ところで、簡裁の民事通常訴訟事件の新受件数は緩やかながら増加傾向にあり、当事者の対立が先鋭化し、紛争の実情がなかなか把握できないなど、事件は複雑困難化しております。また、家事事件では、子の監護をめぐる調停・審判事件など、当事者間の価値観や感情の対立が激しく、解決が困難な事件が増えております。さらに、成年後見制度については、上記基本計画の4年目を迎えることとなり、中核機関の設置等に向けて地方自治体における取組等が加速されることが見込まれます。

このように様々な分野において司法ニーズがかつてないほど多様化、高度化しているところ、

司法の役割が個別具体的な正義の実現にあり，人によって運用される以上，司法サービスの質は，それに携わる専門職等のレベルを超えることはないといえます。会員の皆様とは，個別の紛争解決や意見交換等の機会を通じて，お互いに切磋琢磨するとともに，連携・協働関係を一層深化させ，司法サービスの質の向上につなげていくことができると存じております。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

最後に，本年が鹿児島県司法書士会及び同会会員の皆様にとりまして素晴らしい年となるよう衷心より祈念いたしまして，新年のご挨拶とさせていただきます。





## 新年のご挨拶

日本司法支援センター（法テラス）

鹿児島地方事務所 所長 鳥丸 真人

明けましておめでとうございます。

令和の時代に移り、初めての新年を迎えました。日高千博会長の新体制のもと、鹿児島県司法書士会の皆様におかれましては、穏やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

会員の皆様には、書類作成援助、法律相談援助、情報提供等、法テラスの業務にご協力いただき、心より感謝申し上げます。また、児玉副所長には執行部の円滑な運営にご尽力いただきましたが、この春に退任されることになり、感謝と寂しさが混在しています。これからの本業のご活躍を祈念いたします。

法テラスは、遅れに遅れていた新業務管理システムを更改してようやく昨年5月に移行できたと思っていたら、その途端に様々なシステム障害が生じて、契約司法書士の皆様にも大変ご迷惑をおかけしました。お詫び申し上げます。まだ正常とはいえない状況ですが、鹿児島地方事務所も現在では何とか業務を遂行しているところです。

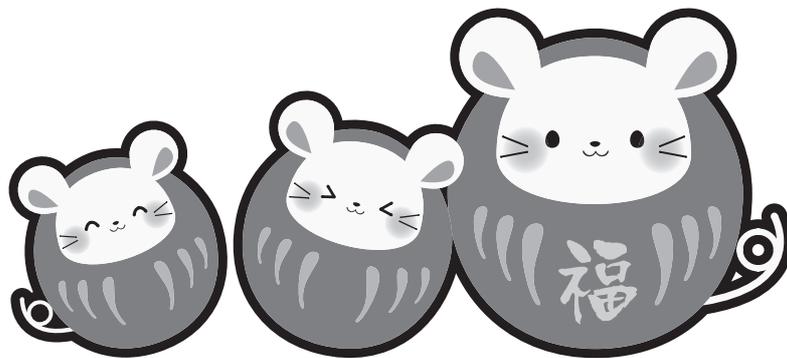
総合法律支援法の改正により、認知機能が十分でなく自発的に援助を申し出ることが困難な人に対して、公共機関が働きかけることにより法律相談を実施するいわゆる特定法律相談が始まって2年になります。しかし、なかなか利用者が増えません。また、利用者の多くが法律相談で終わって、法的援助にまで結びついていないようです。法テラスは、情報提供業務を本来業務としており、情報提供を通じて関係機関と連携する活動を行っています。連携が充実すれば、特定法律相談も増えるのかもしれませんが、関係機関にご協力をお願いしています。

この1年を振り返って、日本各地を見ますと、大きな台風や豪雨の災害に見舞われ、深刻な被害がいくつも生じました。ちなみに、法テラスでは、被災者に対して資力を問わずに無料法律相談を実施しています。その一方で、当地鹿児島を見ますと、離島を除いては近年かつてのような台風の直撃や豪雨災害がなくなっていて、気候変動を実感します。地球温暖化に対して、スペインで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議（COP25）では残念ながらパリ協定のルール策定について合意できず、将来世代に大きな負荷を残したままです。それでも16歳のグレタ・

トゥンベリさんの抗議活動が世界の若者に拡大して、頼もしく思います。不思議な現象は自然環境に限られず、ベルリンの壁が崩壊して冷戦終結から30年を経過したのに、平和の気配はむしろ遠のいています。日本の経済界は賃金が上がらず米中貿易摩擦の影響をはじめ景気が後退しているのに、株価が上昇を続けています。不確実な世相にあっても、戦争のない日本であり続けてほしいものです。

司法書士の皆様には、平和な地域社会で住民の相談相手になって活躍されることが期待されています。これからも法テラスにご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

年頭にあたり、鹿児島県司法書士会のますますのご発展と、会員の皆様のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。





## 新年のご挨拶

鹿児島地方検察庁検事正 石崎 功 二

新年明けましておめでとうございます。

鹿児島県司法書士会会員の皆様におかれましては、新春を晴れ晴れしい気持ちでお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は私ども鹿児島地方検察庁への多大なるご理解ご協力を賜り、まことにありがとうございました。この機会をお借りしまして、厚くお礼を申し上げますとともに、本年も格別のご理解、ご協力をお願いします。

ご承知のとおり、検察官が通常扱うのは刑事事件であり（まれに検察官が人事訴訟の被告となることはありますが）、会員の皆様が日常の業務の中で検察官の扱う事件と関わることは多くないと思います。ご参考のため、昨今の犯罪情勢をご紹介しますと、警察等から送致を受け、あるいは検察官が自ら認知して立件する事件の受理件数は、全国的に減少傾向にあり、鹿児島地方検察庁の管内、つまり鹿児島県内の件数も、同じように減少しつつあります。しかしながら、裁判員裁判対象事件として起訴する事件は、必ずしも減少しているわけではなく、平成30年には一けた台だったのが、令和元年には10件を超える件数にのぼっています。裁判員裁判の対象となる事件というのは、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪や、故意の犯罪によって被害者を死亡させた事件であって、いわゆる重大犯罪であり、罪名としても、殺人、傷害致死、現住建造物等放火など、凶悪といえる事件が送致され、起訴されています。裁判員裁判はこうした凶悪・重大な犯罪を犯した者に常識にかなった適正な刑罰を科するために運用しており、平成21年5月の施行から昨年で丸10年を迎え、国民の間で定着しつつあるかとは思いますが、この制度を支えるのは、裁判員を経験した方やこれから裁判員になる可能性のある一般の国民の皆様であり、法に対する国民の引き続いての理解が不可欠です。

検察庁においても、一般の方向け、あるいは学生、生徒の方に向けて、法に対する理解を深めってもらうため、学校や職場に出向いて行う出前教室や検察庁に来庁していただく移動教室を実施しているところですが、鹿児島県司法書士会におかれても小学生の法律教室などの公益的活動もなされているとのことであり、市民の皆様に広く法を理解していただく活動には、共通する思いも抱くところであり、感謝に堪えません。

また、小職は鹿児島地検に赴任してからの期間が短く、管内の事件の特徴を正しく把握できて

いるか心もとないところですが、執務する中で把握できたところでは、上述した裁判員裁判対象事件のいくつかは、親族間若しくは同居の家族間でのトラブルに端を発したものがいくつか存在することが分かっています。これら関係者間でのトラブルの原因は様々ですが、重大な刑事事件に発展するまでに誰かに相談していれば防ぐことができたかもしれない事案もないわけではありません。専門分野は様々ですが、地域には、市民が身近に相談をすることのできる相手や機会が必要であり、貴会が行っている法律相談や過疎地巡回相談会などにおいて、法の分野で身近に相談を受けていただいていることにも敬意を表します。折しも、高齢化等の社会背景などもあり、民法の相続法分野での改正法が令和に入ってから順次施行されているところであり、親族内でのトラブルを未然に防止するための相談などでは、法律実務に携わる者がますます必要とされていると思います。

鹿児島地検としましては、刑事事件に対しては、法と証拠に基づいて真相を明らかにし、法を犯した者には厳正かつ公正な刑罰を科すことを通じて鹿児島県の平穩の維持に尽くす所存ですが、法秩序維持、治安の維持には、貴会など関係機関や団体との連携を不可欠と理解しているところですので、今後とも、ご協力をお願いいたします。そして、司法過疎の解消、市民への法的サービスの拡充に努められている鹿児島県司法書士会のますますのご発展、ご活躍を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





## 新年のご挨拶

鹿児島県土地家屋調査士会

会長 宮脇謙舟

あけましておめでとうございます。新しい年を迎え、司法書士会の先生方におかれましては、益々ご健勝のことと心よりお喜び申し上げます。

一昨年所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の成立に引き続きまして、昨年5月には土地の表題部の氏名、住所が正常に記録されていない登記による表題部所有者不明土地について「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が成立致しました。

関連致しまして、11月9日に鹿児島県土地家屋調査士会と地籍問題研究会との共催研修会を開催致しました。全国から地籍の専門家である大学教授の方々、法務省、日本土地家屋調査士会連合会始め全国の専門家の皆様に参加頂きました。貴会からも田畑正明先生にパネリスト講師として登壇頂きました。表題部所有者不明土地関係について司法書士としての実務体験に基づいた的確な意見を頂きまして大変有り難く、感謝致します。

この所有者不明の問題につきましては今後益々法律も整備され、私達、土地家屋調査士と司法書士の先生方で対応していく事になろうかと思えます。宜しくお願い致します。

現在、県会として防災の為の活動を行っています。特に狭隘道路の問題に取り組んでいます。災害が発生しても消防車や救急車が通ることが出来ない道路が鹿児島にも多数存在しています。このような狭隘道路の解消に住民の方々と一緒になって取り組んでまいります。権利部に関する事案も多々あろうかと思われまます。司法書士の先生方のご協力をお願い致します。

次年度は土地家屋調査士制度制定70周年を迎えます。県会としましてもイベント、講演会を計画しています。司法書士会様も是非ご協力の程、宜しく申し上げます。

結びに、鹿児島県司法書士会の益々のご発展と、会員の皆様のご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



## 新年のご挨拶

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

鹿児島支部 支部長 梅垣晃一

新年のご挨拶を申し上げます。また、日頃より、当法人の事業に関して、ご協力をいただいておりますことを深く感謝申し上げます。

昨年度は、成年後見制度及び当法人の20周年の節目の年にあたり、3月16日に記念シンポジウムを開催させていただきました。県民交流センター大ホールが満員となるほどの多くの方にご来場をいただき、盛大に開催することができました。改めて、関係各位並びにご尽力をいただきました会員の皆様に感謝を申し上げます。今後とも、機会のあるごとに、成年後見制度の広報に努め、高齢者、障害を有する方の権利擁護のための要となる同制度の認知及び利用促進に努めていく所存です。

成年後見制度を取り巻く状況について目を向けますと、本年は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく利用促進計画の4年目に入ります。利用促進計画に基づき、各市町村に設置される予定の「中核機関」（相談、広報、受任者調整などの事業を行う機関）については、本年1月1日現在で県内2か所設置されています。令和3年度末までに県内全市町村で設置される計画ですので、本年から設置に向けた本格的な検討が全市町村レベルでなされていくことが必至となります。当法人としては、これまでも、家庭裁判所や県、市町村、三士会を交えた会議に出席し、専門職後見人の立場から様々な提言を行っておりますが、引き続き、中核機関の設置に向けた行政の動きに注視しつつ、必要な提言や協力を惜しみなくしていきたいと考えております。

他方、成年後見制度の利用を妨げている課題として、①財産の少ない方のための「成年後見制度利用支援事業」につき、市町村により運用が区々であること、②市町村長申立てのための十分な体制が整っていない市町村があること、という2点を指摘させていただきます。前者は、第三者の成年後見人に対して報酬を助成する制度ですが、市町村によってはその要件が厳しく、報酬助成の対象が著しく制限されている場合があるという課題です。後者は、本人及び親族が申立人となることのできない場合（申立能力がない場合。四親等内の親族がない場合）に、本来は市町村長が申立人となって後見等開始の手続きをすすめるべきところ、そのための体制が整ってお

らず申立てに消極的になってしまう場合があるという課題です。いずれも成年後見制度の利用促進にかかる喫緊の課題でありますので、上述の中核機関設置への行政への支援と同時に、課題として提言し、取り組んでいきたいと考えています。

成年後見制度をとりまくもう一つの話題事項として、障害者権利条約12条の趣旨を踏まえ、高齢者・障害者の「意思決定支援」という考え方が近時広まりつつあることが挙げられます。これは、「自分のことを自分で決める」という至極当然の考え方ですが、これまで専門職が成年後見人等に就任した場合、成年後見人等による代行決定（本人のために最善であると後見人が判断してする決定）を優先し、本人の自己決定やそのためのプロセス（本人が適切に判断できるための十分な説明や機会の提供）を置き去りにしてきたきらいがありました。意思決定支援については、国内の法制度が十分に整っていないという課題も残されていますが、現行法制度のなかでできるかぎり本人の自己決定を尊重する後見実務が行えるよう、研修や執務支援の面から、取り組んでいく必要があります。

司法書士による成年後見業務は、当法人による研修の担保があること、また、当法人による執務管理（監査）や執務支援があることにつき高い評価をいただいていると自負しております。ただ、他方において、本人の権利擁護の観点からは当然なされるべき定期的な本人との面会や、本人を取り巻く各種のケア会議などへの出席、さらには、上記の意思決定支援の面で、まだまだ、その執務が期待される水準を満たしていないとの批判があることも承知しております。司法書士による成年後見業務の強みを最大限生かしつつ、これらの批判や指摘がなされている事項につき、さらに質の高いサービスを提供できるよう、引き続き、当法人として研修や執務管理・執務支援の面から全力を尽くしてまいりたいと存じます。

新年のごあいさつとしては少々長くなりました。本年も、成年後見制度を取り巻く課題に取り組み、また、質の高い水準での成年後見業務を提供できるよう取り組んでまいりますので、なにとぞ、ご支援、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。



## 新年のご挨拶

一般社団法人鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会

理事長 安田 雅朗

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年9月の総会において理事長に再任されました。公嘱協会におきましては、受託業務が年々減少し大変厳しい状況が続いていますが、協会を存続できるよう、協会の運営に努めていく所存でありますので、引き続き皆様方のお力添えを賜りたく、よろしく願いいたします。

昨年度、法務局の相続調査業務（長期相続登記等未了土地解消作業）を受託しましたが、想定していたとおり3月末までには全ての調査を終えられず、今年度も継続となりました。本業務にご協力いただいた会員の皆様には、法定相続人情報の作成方法等様々な変更が生じ、多大なるご迷惑をおかけしました。中には相続人が100名以上のものもあり、大変なご苦勞だったかと思われれます。

本業務は、公嘱協会が積極的に受託すべきであると考え、契約条件等の改善について全司協を通じ要望いたしました。今年度の新たな業務については、条件の改善どころか、更に受託者側の事務負担が増えることとなりました。そのため、当協会の体制では業務遂行不可能であると判断し、新規業務の受託は断念しました。受託実績の回復につなげたいと期待していただけに、大変残念です。

当協会が受託を断念したことで、司法書士会執行部の皆様が受託団を調べ受託されることとなり、大変ご苦勞なさるかと思いますが、協会としましては、可能な限り協力いたしたいと思っております。

その他の受託状況についてですが、昨年度と同様、厳しい状況が続いています。主な発注先である鹿児島市が、公共事業の予算の縮小等により、当協会への発注を抑制していることが大きく影響しています。市議会議員顧問の先生方にもご協力いただき、当協会の活用をお願いしていますが、なかなか受託の回復につながらないところです。

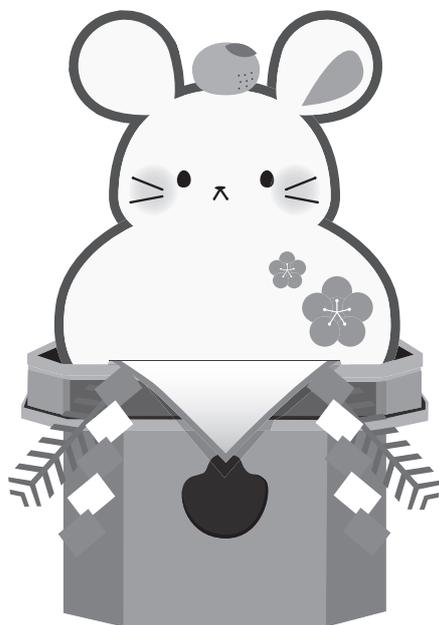
鹿児島県においては、これまでの働きかけにより、相続調査や不在者財産管理人選任申立等の依頼を継続して受けています。今後も積極的に当協会を活用していただくよう、県議会議員顧問の先生方のお力添えをいただき、関係部署に対し要望しています。

自治体からの登記の依頼件数は減少していますが、自治体には公嘱協会の職能を活かせる案件

が山積していると思われます。当協会の維持，発展につながるよう，各自治体に対し，当協会の積極的な活用を継続してお願いしてまいります。

会員の皆様におかれましては，自治体から公嘱案件について相談が寄せられましたら，ぜひ当協会の活用について案内いただくようお願いいたします。

最後になりましたが，会員の皆様の今後ますますのご繁栄とご多幸を心より祈念申し上げまして，新年のご挨拶とさせていただきます。





## 新年のご挨拶

鹿児島県司法書士政治連盟

会長 喜山修三

あけましておめでとうございます。令和になって迎える初めての新年です。会員及び関係機関の皆様方は、健やかな新春を迎えられたことと存じます。

昨年は平成から令和へと元号が変わりました。振り返ってみれば、昭和から平成への移行はとも静かな雰囲気でしたが、令和への移行は華々しくかつ厳粛な中に行われ、未来を照らすような明るい雰囲気を感じました。

また、念願の改正司法書士法が昨年6月に公布されました。17年ぶりに改正されたその内容は、「使命に関する規定を新設すること」、「懲戒権者を法務大臣に改めること」、「戒告処分につき聴聞の機会を保障すること」、「除斥期間を設けること」、「社員が一人の司法書士法人の設立を認めること」の5項目です。特に第1条の使命規定に関する新設は、司法書士が法律家として果たすべき責任を宣明したものであり、新年のご挨拶を書きながらも、その責任の重さに身の引き締まる思いがしました。

さらに、今年4月1日からは、平成29年5月に成立した改正民法が施行されますが、約120年ぶりに改正されたその内容は、民法の債権関係について、取引社会を支える契約に関する規定を中心に、社会・経済の変化への対応を図るとともに、民法を国民一般にわかりやすくするために実務で通用している基本的なルールを適切に明文化したものと説明されています。

このように私たち司法書士を取りまく環境は大きく変わっていきます。一司法書士としては、国民の期待に応えるように日々の研鑽に努めなければなりません。また、組織としての政治連盟としては、これからも司法書士関連団体の活動を支援することにより、さらなる発展に努めて参る所存です。

本年が皆様にとりまして健やかで実り多き年になりますよう心からご祈念申しあげます。



## 新年のご挨拶

鹿児島県青年司法書士会

会長 木藤 貴文

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素より鹿児島県青年司法書士会の活動にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当会はこの度、来年2月27日に開催される、全国青年司法書士協議会（以下「全青司」と言います。）が主催する全国大会の主管を引き受けることを決定いたしました。全青司は、全国の青年司法書士約2,600名で構成されており、市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、社会正義の実現に寄与することを目的としています。また、全国大会は、全国の青年司法書士が一同に集まり、ひとつのテーマに沿ってなされた研究の発表や、そこで派生した問題の提言等を通して、市民のために、司法書士制度はどうあるべきか、全青司の果たすべき役割は何かを熱く語る場で、一年に一度、その主管を引き受けた都道府県を開催地として開催されます。

平成21年の全青司第40回全国大会は当会が主管し、鹿児島で開催されました。その全国大会では、「義を見てせざるは勇なきなり」をテーマに、当会の先輩方が、当時先駆的であったアウトリーチ、ソーシャルワーク、そして法的感性といった数々のキーワードを取り挙げ、司法書士による人権擁護の在り方を探求する、今もなお後世に語り継がれる大会を作り上げ、披露しました。

現在、来年開催する全国大会のテーマを企画し、実行する委員会（以下「実行委員会」と言います。）を当会会員にて組織し、企画会議を重ねております。当会は今年で発足45周年を迎えますが、先輩方が培ってこられた志をさらに高めるべく、全国大会成功へ向けて、実行委員会委員一同切磋琢磨して取り組んで参る所存です。今後とも、皆様のご指導並びにご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、全国大会開催に向けた私の思いとして、前述の前回かごしま全国大会開催報告書に当会先輩が書き記した言葉を引用させていただきます。

「臉を閉じれば、今でもはっきりと思い出せる瞬間がある。一无知を恐れず、総会で主管の引き受けを決議した瞬間。一時間を忘れ、毎晩のように膝を突き合わせ、議論を重ねた瞬間。一そして大会当日、実行委員長の朗読による大会宣言が会場に響き渡った瞬間。それらすべての瞬間が、記憶のなかで珠玉のように輝いていて、色あせることがない。そう思えること、そしてそんな思

いを共有する仲間に出会えたことが、私たち実行委員が得た一番大きな財産に違いない。」

末筆ながら、皆様のご多幸と益々のご活躍を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

